

さいたま市学生消防団員活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、将来の地域防災の担い手となる若年層の防災に関する理解を深めるため、消防団員の育成及び入団促進を図り、あわせて、大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）の消防団活動について、本市がその功績を認証し、就職活動を支援することで、大学生等の消防団員の士気高揚並びに地域防災力の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、大学生等であって、在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間及び高等学校の在学中に消防団員として活動した期間を含む。）継続的に消防団活動を行った者（大学生等でなくなった日から3年以内の者を含む。）及びこれに準ずるものとして消防団長が認める者とする。

(申請)

第3条 本制度による認証を希望する者（以下「認証対象団員」という。）は、消防団長に認証推薦依頼書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、市長に対して本制度による認証を受けるとして当該認証対象団員を推薦する場合は、当該市長に認証推薦書（別記第2号様式）を提出するものとする。

3 市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の実績が顕著であったことを確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献について審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

2 前項の審査に当たっては、消防長、消防団長等で構成する審査会を開催し、協議することができる。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の審査による結果は、学生消防団員活動審査結果通知書（別記第3号様式）を消防団長に対して交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、さいたま市学生消防団員活動認証状（別記第4号様式）（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲に

において、さいたま市学生消防団員活動認証証明書（別記第5号様式）（以下「認証証明書」という。）を随時交付するものとする。

（認証の取消し）

第7条 市長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前三号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市に返還しなければならない。

（所掌）

第8条 この要綱に関する事務は、さいたま市消防局総務部消防団活躍推進室において所掌する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、この要綱の施行日以前の消防団活動を含めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。